

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想報告

徳之島愛ランド広域連合
令和2年4月

1. 概要説明

過去の徳之島においては、徳之島町、伊仙町、天城町がそれぞれにごみ処理場を保有して、主にごみの焼却処理を行っていましたが、有害物質の環境基準や廃棄物処理の法律に従って、ごみ処理を効率的に共同で行うため、「徳之島愛ランドクリーンセンター」は、これまで17年間稼働してきました。ここに、この2年間今後の徳之島の中長期的なごみ処理計画策定に向けて、ごみ処理行政の方向性やごみ処理施設の基本的なあり方について議論した内容を報告します。住民の皆様、ぜひ一読して貰いますよう、よろしくお願いします。

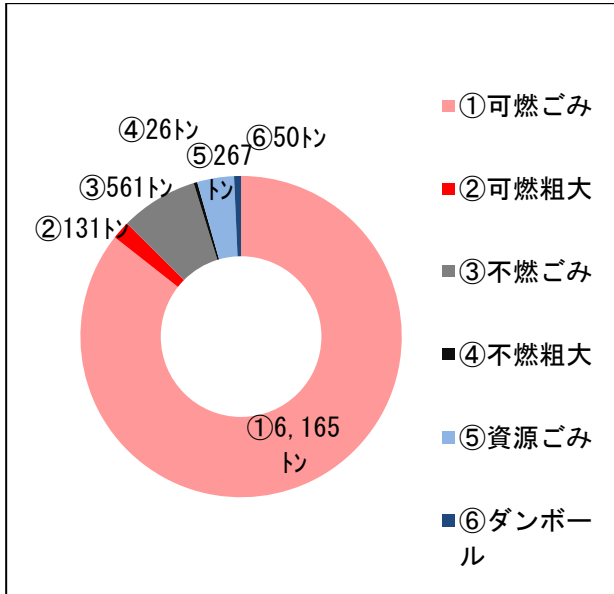
2. 基本構想策定の経過

平成30年3月31日時点で当初予定されていた運用計画の15年を経過した事に伴い、施設周辺地区となる西目手久集落の住民に対して、クリーンセンターの今後の運営方針又は施設整備に係る説明等を行い、意見や要望等を頂くため、平成30年4月5日に第1回住民説明会を開催しました。しかしながら、説明会における西目手久集落の住民の強い反対意見や要望を踏まえて、地域住民との連携と合意形成を図ることが不可欠であるとの認識に基づいて、再度検討するに至り、島民が主体となって議論し提言までを行うため、検討委員会を設置しました。（検討委員会構成員：設置地区区長・住民・学識経験者・広域議会議員・一般廃棄物収集運搬委託者）以上10名

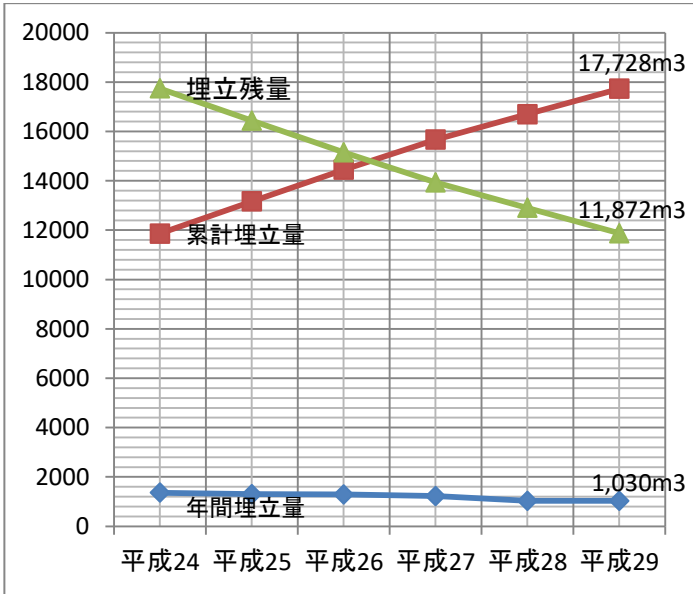
3. ごみ処理の現状

徳之島三町で収集・運搬されたごみ、または一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、徳之島愛ランド広域連合が管理・運営する徳之島愛ランドクリーンセンターで処理しています。なお、施設での処理後に排出される処理残さは、最終処分場で埋立処分しています。

■ごみ排出量の内訳（平成29年度）



■埋立量推移 最終処分場容量 29,600m3



※現在の埋立量のままでは、令和13年で満杯になります。

4. 基本方針（行政と住民が一体となって取り組むべき方針）

（ごみ処理の実施に必要な取り決め事項）

徳之島が目指す新たなごみ処理システムでは、リサイクル率を向上させるため、住民と行政お互いが、以下のような取り組みを行っていく必要があります。

○ 住民がすべき事

- ①排出するごみの削減
- ②排出するごみの分別
- ③排出するごみ質の改善（資源ごみの洗浄や分離）
- ④再生品の活用

○ 行政がすべき事

- ① ごみ分別作業の合理化のためのシステム作り
- ② 排出するごみ質改善（資源ごみの洗浄や分離）の講習
- ③ ごみの活用に関するノウハウの共有活動
- ④ 資源ごみの回収益を用いた地域環境活動支援

（ごみ処理を安全で効率的に行う組織体制）

各家庭から排出するごみが、分別され洗浄されている状態は、地域力の評価指標になります。地域で目標を設定し、その目標に近づく努力が循環型社会（地域）づくりに向けた推進力になります。多くのごみ処理先進地の事例が示すように、住民自らが目標を設定できる組織体制を支援し、地域の自立を促す行政施策が必要です。

5. 新たな施設整備を実施するうえで必要なごみ処理のあり方

資源ごみに新たな品目を追加することで、ごみの分別区分を見直し、リサイクルを推進することでごみ処理量を削減することを提案します。

○ ごみの減量化

徳之島三町の一般廃棄物処理基本計画に基づき、新たなごみ処理施設の建設までにごみ焼却量を現状の約6,000 t/年に対して、令和7年度までにごみ焼却量を10%削減することを目標とします。

○ 生ごみの再資源化

徳之島町では、既存施設を活用して生ごみの堆肥化に取り組んでおり、天城町では、生ごみ処理器等の普及の推進を図っています。また伊仙町においても、生ごみを堆肥化する事を検討しており、徳之島三町において、新たなごみ処理施設の建設までに生ごみの再資源化に取り組んでいく必要があります。

○ 紙類の再資源化

資源ごみの分類として新たに、紙製容器包装（お菓子やティッシュ等の紙箱・包装紙・紙袋等）の分別収集を行い、新たなごみ処理施設の建設までに紙製容器包装廃棄物の再資源化を推進します。

○ プラスチック類の再資源化

資源ごみの分類として新たに、プラスチック製容器包装（レジ袋・お菓子の入っていたプラスチック袋や容器・シャンプーやリンス、洗剤、調味料が入っていたプラスチック容器等）の分別収集を行い、新たなごみ処理施設の建設までにプラスチック製容器包装廃棄物の再資源化を推進します。

■ごみの分別区分の見直し案

〔分別区分の現状〕

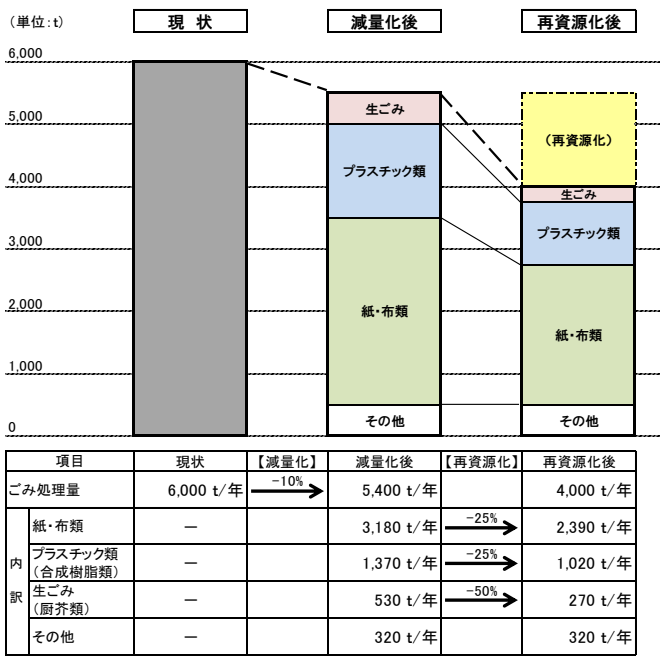
可燃ごみ（燃やせるごみ）	
不燃ごみ（燃やせないごみ）	
資源ごみ	紙類
	缶・びん、ペットボトル、発泡スチロール
粗大ごみ	



〔分別区分の見直し案〕

可燃ごみ（燃やせるごみ）	
不燃ごみ（燃やせないごみ）	
資源ごみ	紙類
	缶・びん、ペットボトル、発泡スチロール
	紙製容器包装
	プラスチック製容器包装
粗大ごみ	

■ごみ焼却量の削減目標案



6. 施設整備に向けた標準的なスケジュール

今後の施設整備に向けて、標準的なスケジュール（2案）が以下のとおり検討委員会より示されました。

2案については、既存施設の性能回復（新設同等）を目的とした基幹的施設改良事業を選択した場合、又は廃棄物処理施設の新設を選択した場合のいずれかでスケジュールが異なります。

ただし、新設に向けた整備を行う場合、天城町及び伊仙町がともに次期施設候補地として名乗りを挙げており、施設整備地の決定を踏まえて、改めて施設規模及びスケジュールを示すものとします。

（※基幹的設備改良事業の申請条件として、築25年未満の施設が対象となり、事業後10年以上施設を稼働し、かつ排出されるCO2の量が3%相当以上削減されるものとなっています。）

（※新設及び基幹的設備改良事業ともに、補助率は事業費の1/3となっています。）

○ 事業スケジュール案【ごみ処理施設の新設の場合】

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
計画設計	諸手続(交付金関係)												
	計画・設計												
	発注準備												
用地選定													
建設工事 造成含む													

○ 事業スケジュール案【現有施設の設備改良の場合】

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
計画設計	諸手続(交付金関係)												
	計画・設計												
	発注準備												
建設工事													

○ 事業スケジュール案【最終処分場の新設】

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
計画設計	諸手続(交付金関係)												
	計画・設計												
	発注準備												
用地選定													
建設工事													
現有施設の埋立可能期間〔予測〕													

7. 施設候補地選定に係わる条件とスケジュール

1）立地規制と位置選定に係わる背景について

ごみ処理施設整備事業を進めるにあたって、まずごみ処理計画の妥当性や施設の必要性等に関し、積極的な情報公開によって、ごみの排出者である地域住民との合意形成を図っておく必要があります。計画策定の重要課題の一つである施設の建設位置の決定については、高性能で安定して稼働する処理技術を採用し、生活環境影響調査を適切に行うことはもとより、住民合意を踏まえて、土地利用規制等関係法令を満足するものでなければなりません。あわせて、施設にはリサイクルセンターや電力・熱供給の機能等を持たせ、地域還元施設として位置づけることにより、地域に受け入れやすいものとして計画することも重要です。

2）施設候補地と位置選定に係わる諸条件

(1) 施設候補地（自治体）

徳之島愛ランドクリーンセンターの新施設建設に係わる候補地について、天城町及び伊仙町より受け入れの方針が示されました。

(2) 候補地決定までの一般的な手順例

自治体の受け入れ方針に基づき、今後のごみ処理施設の建設にあたっては十分に検討し、施設稼働後に問題の起こらぬような位置を選定しなければなりません。候補地決定までの手順例を次に示します。

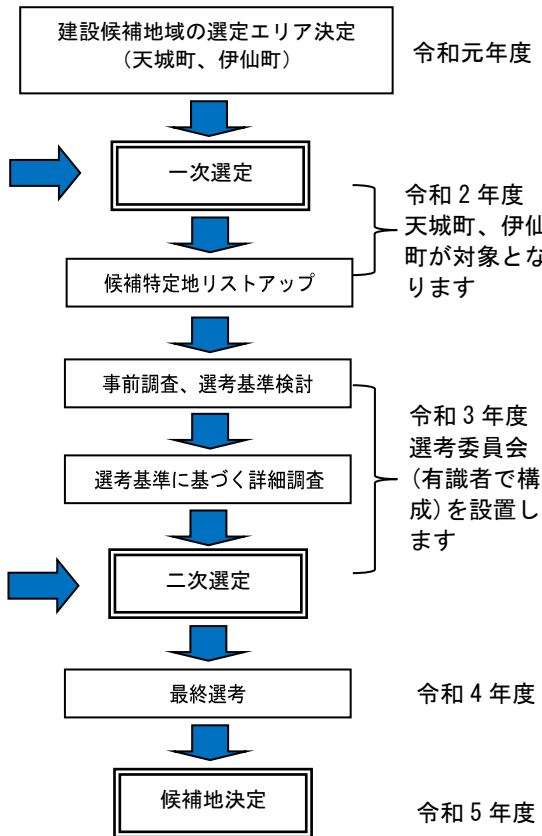
■候補地決定までの手順例

○ 一次選定検討項目(案)

施設建設に関する検討項目(例)	選定に関する検討項目(例)
・土地利用上の法的制約条件 ・施設建設に対する法的制約条件 ・搬入ルート ・ユーティリティー ・放流経路	・法律的制約条件の整理 ・物理的制約条件の整理 ・土地利用履歴の整理 ・地図情報等によるもの ・災害に対する安全性 ・周辺条件 ・収集運搬の効率 ・関連施設との関係 ・候補特定地としての地域住民の同意

○ 二次選定検討項目(案)

施設建設に関する検討項目(例)	選定に関する検討項目(例)
・ごみ処理基本計画 ・施設規模 ・整備施設の種類 ・必要敷地面積 ・用地造成に関する基本事項 ・建設費 ・維持管理費 ・収集、運搬経費 ・周辺対策費	・地形、地質条件 ・施設利用計画と地域発展の関係 ・候補地としての地域住民の同意 ・評価項目の重みづけ ・定量評価



(3) 建設用地の取得及び位置選定に係わる補足

建設用地を取得した場合は、既存の施設を稼働しながら施設整備を行うことを前提としますが、天城町及び伊仙町における前提条件を以下に示します。

- 施設整備に関する国の方針及び法規制に準ずるとともに、基本構想に掲げる各種目標値の達成に寄与すること。
- 総事業費の軽減に資すること。特に、多額な自主財源の捻出は、後年の負担に影響することから、用地費・造成費・インフラ整備費など、補助事業対象外の費用捻出については、特段の配慮を講じること。（三町財政当局との折衝が必要）
- 維持管理がしやすく、効率的な配置ができること。
- 搬出入動線は容易であり、必要なスペースが得られること。
- 建設用地候補の地区へ特段の配慮を講じること。（候補自治体による説明会の実施及び公害防止協定等の締結に向けた協議を行うこと。）
- 用地取得がしやすい建設地であること。また、世界自然遺産登録候補地として、希少動植物などへの影響を最大限に考慮すること。

8. 基本構想検討委員会から

ごみ処理は、焼却、リサイクル、埋設の三つの方法で処理します。最も経費がかかり環境に影響するのが焼却です。リサイクルは、一人ひとりの少しの手間で経済効果と協力の輪を生み出します。埋設は、永久にごみを島に残します。新しいごみ処理では、この三つの方法をどのような割合にするのかを、皆さんと決める必要があります。ごみ処理は永遠に続きます。ごみを「敵」にするとごみはなくなりませんが、「仲間」にすると消えます。美しい島を将来の子どもたちに残すために、焼却の無駄な経費を削減し、リサイクルを進めることにご協力をお願いします。

（検討委員長 小原 幸三 鹿児島大学名誉教授）